

未来を創るイイしごと。



枕崎市役所職員採用試験

一般事務職・土木技師・建築技師・保健師

※今回の採用試験においては、高校新卒者は受験対象となりません。高校新卒者は、9月頃実施予定の採用試験において受験対象となりますので、ご注意ください。

1次試験日 **7月12日(日)** 受付期間 **6月12日(金)まで**

問合せ・申込み **総務課 職員係** TEL 76-1084
〒898-8501 枕崎市千代田町27番地

詳しくはこちらから



自治公民館支援

自治公民館への支援を拡充します！

令和8年度より、自治公民館関連制度を改正・拡充・新設します。

自治公民館活性化推進事業の期間延長【改正】

「自治公民館活性化推進委員会補助金」および「自治公民館再編交付金」の実施期間を令和17年度まで10年間延長し、自治公民館の活性化や再編に向けた取り組みを継続的に支援していきます。

自治公民館整備事業補助金【拡充】

自治公民館が地域活動の拠点として安全かつ安定的に機能し続けられるよう、補助対象や補助内容を拡充します。

①補助対象施設の拡大
これまでの「自治公民館」に加え、自治公民館が公民館活動のために所有、または将来所有する予定の倉庫・トイレ等も対象とします。
②補助金額等の拡充
補助金額等を見直し、支援内

| 種別 | 増築・改築 | 補修 | 敷地等災害復旧 |
|--------|-------------------------|------------------------|-------------------|
| 補助対象経費 | 200万円以上のもの | 60万円以上のもの | 3万円以上のもの |
| 補助金額 | 4分の1を超えない範囲 100万円を限度 | 4分の1を超えない範囲 30万円を限度 | 2分の1以内 30万円を限度 |

拡充

| | | | |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 補助対象経費 | 200万円以上のもの | 30万円以上のもの | 3万円以上のもの |
| 補助金額 | 3分の1以内 150万円を限度 | 3分の1以内 100万円を限度 | 2分の1以内 100万円を限度 |

容を充実させます(左表参照)。
※新築区分の補助金額等に変更はありません。

自治公民館運営費補助金を増額【拡充】

自治公民館運営費補助金は各自治公民館の加入世帯数に応じて算定し、予算の範囲内で交付しています。近年の物価高騰を踏まえ、予算額を10%増額し、自治公民館活動のさらなる充実を図ります。

※補助金額は、補助年度の加入世帯数に基づいて算定するため、前年度から一律で10%増額されるものではありません。

自治公民館活動応援補助金【新規】

自治公民館が主体的に取り組む、地域の課題解決や住民同士の交流促進などの活動に対し、経費の2分の1以内を補助する「自治公民館活動応援補助金」を新設します。地域の世帯数に応じて補助上限額があり、さらに、新規事業や複数の公民館が連携して実施する事業については、補助上限額に加算措置を設けます。

※令和13年度末まで
■問合せ 生涯学習課生涯学習係 TEL 76-12286



▲制度詳細はこちら

児童手当制度

児童手当制度について

児童手当は、家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的とし、手当を支給する制度です。

制度の詳細については、二次元コードからご確認ください。



▲制度詳細はこちら

支給資格者

高校卒業まで(18歳の誕生日以後の最初の3月31日までの)児童を養育している方

支給額

・3歳未満 一律1万5千円
・3歳以上高校卒業まで 一律1万円(第3子以降は3万円)

※第3子以降とは、大学生年代(22歳の誕生日以後の最初の3月31日まで)までの養育している子のうち、3番目以降をいいます。
※お子さんに対する「監護世話や定期的な面会等」および「生計費の負担」をしていることが要件になります。「生計費の負担」とは、生計費の

相当部分の負担をしていることで、児童手当の受給者の収入により日常生活の一部または全部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合をいうものです。

支給月

偶数月の10日に前月分までの2カ月分の手当を支給します。10日が土・日、祝日の場合は、金融機関の前営業日が支払日となります。

申請・届出

出生や市外から転入したときは15日以内に申請が必要となります。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当は受け取ることができないので、ご注意ください。

また、転出をする場合や転居による住所変更、加入する年金制度や医療保険制度等に変更が生じた場合は、その事実があった日から15日以内に届出を行ってください。

■問合せ 健康・子ども課子育てサポート係 TEL 735612